# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
23	身体障害者手帳の交付に関する事務	基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

身体障害者手帳の交付に関する事務を実施するにあたり、特定個人情報に係る情報の収集を行う際には、本人確認を徹底するなど適切な方法による取得に努めるものとし、これを利用し、又は保管する際にも、取り扱いに関しては十分配慮するものとする。また、申請書を福岡県等の外部機関に送付する際には、送付先の誤りがないよう十分確認した上で送付するものする。

## 評価実施機関名

小郡市長

## 公表日

令和5年11月24日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	ア 事務の説明 身体障害者手帳の交付対象者の本人確認を行うため、住民票の記載事項を照会する。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的内容 小郡市は、身体障害者福祉法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の手続きで取り扱う。 ・身体障害者手帳の交付申請の受理 ・身体障害者手帳の交付 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの届出 ・氏名の変更又は同一の都道府県内において居住地を移したときの変更内容の記載をし、所有者に返還する ・身体障害者手帳の再交付 ・身体障害者手帳の再交付
③システムの名称	・Acrocity障害者総合支援 ・Acrocity心身障害者台帳 ・中間サーバー ・MICJET番号連携サーバ ・行政基本システム
2. 特定個人情報ファイル:	名
心身障害者台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二 の16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116の項 (情報照会) なし
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	市民福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

**連絡先** 市民福祉部福祉課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			5年11月8日 時点				
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	5年11月8日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	i書の種類				
[    基礎	項目評価	書 ]			<選択肢> 1)基礎項目評価書 2)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 3)基礎項目評価書 3)	及び重点項目評価書 及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	を機関につ	Oいては、それぞれ	重点項目評	価書又は全項	目評価書において、リ	スク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	テムを通じ	た入手を除く	。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[	〇 ]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供で	を除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[ ]接線	売しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	ି ବ
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	3
7. 特定個人情報の保管・済	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい	
8. 監査						
実施の有無	[ O ]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ] 外音	『監査
9. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていな	

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	新様式への変更		新様式追加項目への記載	事後	
令和2年4月1日		経営政策部総務課 住所 福岡県小郡市小郡 255番地1 電話0942-72-2111	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市 小郡255番地1 電話0942-72-2111	事後	
令和3年7月15日	I -3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主 務省令 で定める事務を定める命令 第11条	事後	
令和3年7月15日	I-4. ②法令上の根拠	の番号の利用等に関する法律第19条第7号	(情報提供) 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第19条第8号 別表第二の16、27、28、31、54、55、56の 2、57、79、106、116の項	事前	令和3年9月1日施行の番号利 用法改正に伴う修正
令和3年7月15日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年8月26日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年7月15日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年8月26日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和5年11月8日	Ⅱ-1 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和5年11月8日 時点	事後	
令和5年11月8日	Ⅱ-2 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年11月8日 時点	事後	